

產業構造審議会知的財産分科会

第 55 回特許制度小委員会

議 事 錄

特 許 厅

目 次

1、開 会	1
2、議 事	
1．国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について	4
2．知的財産の侵害抑止へ向けた取組について	20
3、閉 会	38

開会

○吉澤総務部長 それでは、定刻よりも若干早うございますけれども皆様おそろいでございますので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第55回特許制度小委員会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

特許庁総務部長の吉澤でございます。よろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては玉井委員長にお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事に移ります前に、新たに就任された委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数等についての御説明を事務局からお願いいたします。

○吉澤総務部長 それでは、今回新たに就任された委員を御紹介させていただきます。委員より御挨拶を頂戴できればと思います。

一般社団法人日本知的財産協会理事長／セイコーホームズ株式会社執行役員・知的財産本部長の小林利彦委員でございます。

○小林委員 小林でございます。よろしくお願ひします。

今御紹介ありましたとおり J I P A の理事長をやっておりまして、セイコーホームズでは執行役員をやっております。91年に入社して以降、知財業務をずっと担当してきておりましたので渉外を中心に活動してきたわけですが、ユーザー団体を代表して意見申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○吉澤総務部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の皆様の出欠状況について御報告いたします。まず本日会議室にお越しいただいております委員でございますけれども、玉井委員長、今村委員、井本委員、木元委員、相良委員、杉村委員、中尾委員、松山委員でございます。これに加えまして、オンラインにて工藤委員、小林委員、杉山委員、田村委員、中島委員、中畠委員、橋本委員に御出席をいただいております。また、石井委員におかれましては本日は御欠席でございます。

したがいまして、本日は16名の委員のうち半数を超える15名が御出席でございますので、産業構造審議会運営規程第13条第6項に基づきまして本日の委員会は成立となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。座席表とタブレットの使い方については、お手元に紙で配付をさせていただいております。そのほか議事次第・配布資料一覧、委員名簿、そして資料として、資料1「特許制度に関する検討課題について」、資料2「日本商工会議所提出資料『知財侵害抑止に向けて』」については、お手元のタブレットで御覧いただければと思います。もしタブレットの使い方についてお困りの場合には、お席で挙手など合図をしていただければ担当の者が対応させていただきますのでよろしくお願いします。

また質疑におきまして御発言をいただく場合は、会議室にいらっしゃる委員の皆様におかれましては挙手いただきまして、指名されましたら卓上マイクをオンにして御発言をお願いできればと思います。オンラインで御出席の皆様におかれましては、挙手ボタンにて御発言希望の旨をお知らせいただければと思います。御指名させていただきましたら、マイクをオンにして御発言をいただきますようお願いいたします。

続きまして、議事の公開について申し上げます。本小委員会ではプレスの傍聴につきましては会場、ウェブ傍聴を可能としております。一般傍聴につきましてはウェブ傍聴に限って可能というようにしております。また配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開というようにいたします。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、本日の議題に入ります前に河西長官から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○河西長官 ありがとうございます。特許庁長官の河西でございます。

玉井委員長をはじめといたしまして委員の皆様におかれましては本日大変お忙しい中お時間いただきまして、第55回の特許制度小委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。一言、御挨拶をさせていただければと思います。

先月就任されました高市総理の下、政府といたしましては日本経済の供給構造を強化いたしまして、所得を増やして消費マインドを改善して事業収益が上がって、税率を上げずとも税収が上がっていく。そういう強い経済を実現していくことを目指しております。

そのためには何よりもイノベーション、こちらが鍵となるわけであります。企業の方に稼いでいただいて、その稼ぎを再投資していただく。そしてイノベーションを起こしていただく。その稼ぎで賃金も上げていただいて、それがまた消費に回り、企業がまた稼いで

いく。そういう好循環をつくることがとても重要ということだと思っております。その要が知財制度ということだと思っております。

知的財産の基礎となります産業財産権制度は技術のさらなる進展を見据えまして、時代の要請に応じてアップデートする必要があろうかと思っております。そうした中で昨年11月以降、本小委員会ではネットワーク関連発明ですとか、生成A Iへの対応、知的財産の侵害抑止、その他手続に関する論点につきまして精力的に御議論をいただいてきております。皆様の御協力に改めて深く感謝を申し上げます。

知財制度、ユーザーの皆様あってのものでございます。引き続きユーザーの皆様の声に耳を傾けながら、各論点につきましてそれぞれの出口を見据えて丁寧に検討を進めていければと思っております。

本日の小委員会におきましては、特にネットワーク関連発明の論点、それから知的財産の侵害抑止の論点について御議論いただければと思っております。

ネットワーク関連発明の論点につきましては、最高裁が本年3月に発明の効果や特許権者への経済的な影響などについて考慮した上で、海外にサーバーがあっても日本の特許権の権利行使を認めた判決を出したところでございます。他方、どのような場合に日本の特許権の効力が及ぶかについては、一般的な要件までは示されていないところでございます。この判決も参考にしながらユーザーの皆様の予見可能性に資する。そういうたたき置きを迅速に講ずる必要があると考えており、議論をお願いできればと思います。

また、侵害の抑止の論点につきましては知的財産を活用して企業が稼ぐ。そういう好循環をつくる前提といたしまして、非常に重要な論点だと考えております。本小委員会におきまして特許権侵害の事前抑止の必要性を確認いただいたところでございますけれども、今後の検討に当たりましては実態の把握の必要があるような御意見も頂戴いたしました。本日は調査研究等を通じまして把握した実例の報告などもさせていただきまして、これを踏まえて知的財産の実情、課題について大局的な議論をいただければと思っております。

本日限られた時間ではございますけれども、委員の皆様におかれましては、ぜひとも様々な立場から忌憚のない御意見をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○玉井委員長 長官、どうもありがとうございます。

議事

1. 國際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について

○玉井委員長 それでは、議事に入りたいと思います。まず「國際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について」事務局から御説明をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高瀬室長補佐（総括） それでは、「國際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について」御説明させていただきます。

お手元の資料、右下2ページをお願いいたします。本日の小委員会での議論に先立ちまして本論点の課題、そして検討の意義について確認させていただきたいと思います。

まず本論点の課題についてでございますけれども、ネットワーク関連発明は属地主義の原則が厳格に解され、発明の構成要素の一部が国外に存在するだけで日本国内における特許発明の実施と評価できないとすると、特許を容易に回避し得るおそれがあるという課題がございます。

実際に令和4年の3月、ドワンゴ対FC2第2事件地裁判決でこのような課題が顕在化いたしまして耳目を集めましたことから、ユーザーの現行制度への懸念ですとか、制度的措置に対するニーズが高まったと考えられます。

その後、ドワンゴ対FC2事件について本年3月3日の最高裁判決によりまして、現行法において条文では明示はされてはいないものの、サーバーが国外にあっても実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価でき、日本の特許権が行使できる場合があることが確定いたしました。他方、これはあくまで個別の事案に対する判断でありまして、一般的な要件までを示すものとは言い難く、いかなる場合に実質的に国内の実施と評価することができるかについては必ずしも明確ではないため、権利保護の予見性については依然として一定の懸念があると考えられます。

こうしたネットワーク関連発明に関する権利保護の予見性に係る課題は、知財ユーザーの実務に関する今日的な課題でありますことから、予見可能性向上に資する措置を、時機を逸することなく迅速に講じる必要があると考えております。措置を講ずるに当たりましては権利者と事業実施者のバランス、ネットワーク関連発明の技術進展の速さとそれに伴う事業の多様化、国際調和などを考慮すべきと考えております。さらに一般の特許ユーザーにとっても分かりやすい形で明確化していくことが好ましいと認識しております。

3ページをお願いいたします。これまでの経緯と今後の進め方でございます。本論点は

令和元年より特許制度小委員会において検討が開始された後、その時々のドワンゴ対F C 2事件における地裁や知財高裁の判決を参考にしながら2年間にわたる調査研究の実施や政策推進懇談会での議論を経て、令和6年11月の第50回特許制度小委員会において検討が再開されました。

その後、本小委員会では想定事例を用いた検討や、今年3月に出されたドワンゴ対F C 2事件の最高裁判決の分析等を通じて、ネットワーク関連発明の実施の態様によっては、サーバーが国外にあっても実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価できる、すなわち権利行使が可能である点を確認するとともに、実質的に国内の実施と認められるための要件として考慮され得る要素について、①「特許発明の技術的効果が国内で発現」要件、②「特許権者に経済的な影響が国内で発現」要件、③「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」要件の3要素を中心に、明確化の検討を深めているところでございます。

今後の進め方でございますが、今次小委員会ではこうした要件に関する考え方に関し、引き続き明確化に向けて適時に措置を講じることについての御議論をいただければと考えております。

4ページをお願いいたします。こちらのスライドでは先ほど申し上げました要件①、②、③について本小委員会での検討状況を整理させていただいております。先ほど触れたドワンゴ対F C 2事件の最高裁判決で明示的に議論された、要件①「特許発明の技術的効果が国内で発現」及び要件②「特許権者に経済的な影響が国内で発現」については、他の事件においても一般的に重要な要件になることを確認した上で、さらにそれぞれの要件の意味するところを次のように検討してまいりました。

すなわち①の要件につきましては、技術的効果が直接的に国内で発現していることが必要と考えられます。また②の要件については、最高裁判決において「特許権者に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない」として、具体的な影響の内容には触れずに侵害を肯定していることを踏まえれば、①の要件を充足していたとしても、「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という具体的な事情がある場合には侵害が否定され得ます。また③「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」の要件につきましては、これまでの小委員会での御議論を踏まえますと、最高裁で議論されていない一方で、特許権の効力に大きく影響を及ぼす可能性もありますことから特許権の効力の実効性の確保、ユーザーのビジネスの実態、技術の進展、諸外国の状況等を踏まえて引き続き慎重な

議論が必要な状況と認識しているところでございます。本要件③に関する具体的な御議論の内容について、次のスライドで御説明いたします。

5ページをお願いいたします。③特許発明の構成要素の一部が国内で実施の要件について、これまでいただいた御意見をまとめております。

要否に係る御意見でございますけれども、③の要件が必要である旨の御意見としては、特許発明の構成要素の全てが海外のサーバーにある場合にまで日本の特許権の効力を認めることに懸念があるという御指摘を複数頂戴しております。その理由として、以下のようないわゆる「属地主義」の原則からすると過剰な保護となるおそれがある。③の要件がなくてはクリアランス負担が過大となるおそれがあるとともに、他国にも同様の制度が導入された場合に、当該国で事業を展開していない日本企業が当該国の特許権によって不測の侵害リスクを被るおそれがある。またそのような国が増えると、複数の国の特許権侵害リスクに同時にさらされるというものでございます。

他方、③の要件は不要である旨の御意見もいただいておりまして、具体的には以下のようないわゆる「属人主義」の原則となります。すなわち③の要件を必須とすると、SaaS型のようなサーバーで実質的に処理が完結するようなサービスなど、比較的新しいサービス形態の保護が不十分となるおそれがある。最高裁で特段議論されていない要件を課すなど、権利行使の幅を狭める方向性については慎重に検討すべきであるというものでございます。

さらに仮に③の要件を設けた場合について、当該要件を満たすために国内で実施されるべき特許発明の構成要素の一部の内容に関しても複数の御意見をいただいております。すなわち仮に③の要件を設けたとしても発明の重要な部分と何ら関係ない部分。例えば国内のユーザーがアイコンを単にタップするためだけの処理を特許の請求項に含めるだけで要件を充足できてしまうとすると、要件として形骸化するおそれがある。仮に③の要件を設けても、技術の進歩や通信インフラの発達に応じて、将来再度の検討を行う必要性が生じる可能性があるというものでございます。

以上の議論を踏まえますと③の要件につきましては、仮に当該要件を設ける場合は適切な結論を得るために引き続き慎重に国内外の状況を注視していく必要があると考えられます。

したがいまして、拙速にルールを確定させるよりは国内外での技術の進展、ビジネスの実態、議論や裁判例の状況の変化を見越しまして、まずは柔軟に対応可能な措置を速やか

に構ずることがむしろ好ましいのではないかと考えられます。

6ページをお願いいたします。現時点における適切な措置の方向性でございます。冒頭に確認させていただきましたとおり本論点の検討を通じて達成すべきは権利保護の予見性向上でありまして、最高裁判決後に依然として知財ユーザーの皆様に一定の懸念が残ることを踏まえますと、特許法を所管する官庁として時機を逸することなく迅速に対応する必要があると考えております。他方で、先ほど申し上げましたとおり本小委員会における検討状況を踏まえますと国内外での技術の進展等を見越し、まずは柔軟に対応可能な措置を講ずることが適切ではないかと考えております。

これらを踏まえますと、現時点における適切な措置の方向性といたしまして、これまで要件の明確化を目指して行われてきた議論をいかしまして、本小委員会において引き続き御意見をいただきながら、特許庁にて現行法を前提とした一定の考え方の整理を作成・公表することが考えられるのではないかと整理させていただきました。

この場合には、次のような利点が期待できると考えております。まず、これまでの議論は現行法において必ずしも明確でなかった実質的に国内の実施と認められるための要件を明確化する趣旨であったことから、どのような明確化が特許権者と事業実施者のバランス等の観点から妥当かという議論の蓄積を現行法における望ましい解釈・考え方として活用し、「考え方の整理」を早期に作成することが見込めるという点がございます。

次に、現行法において妥当と考えられる「実質的に国内の実施と認められるための要件」や、「想定事例への当てはめ」等を具体的に示しながら、どのような場合に権利侵害となり得るかを分かりやすく説明することができる点も挙げられます。また今後の裁判例や技術の動向に応じまして、柔軟な改訂も可能ではないかと期待するところでございます。

7ページをお願いいたします。本論点における「考え方の整理」を今後作成・公表する場合に、想定される骨子案をお示ししております。1.はじめにに続きまして、2.検討の前提において、例えば特許法における関連規定などを整理して記載できればと考えております。その後、3.属地主義を踏まえたネットワーク関連発明の考え方におきまして、ドワンゴ対F C 2事件の最高裁判決を参考に、これまでの本小委員会での議論を活用しながら、考え方を整理することを想定してございます。スライドの中で、チェックで記載しております点が、「考え方の整理」の中心となる3.に盛り込むべきポイントの例でございます。

8ページをお願いいたします。本日の小委員会におきましてはこれまでの御議論を振り

返り、これまで要件の明確化を目指して行われてきた議論をいかし、本小委員会にて引き続き御意見をいただきながら、特許庁において現行法を前提とした「考え方の整理」の作成・公表を行うという検討の方向性案などについてお示しさせていただいたところでございます。この方向性案について御議論いただければ幸いでございます。さらに、仮にこの方向性で進める場合に想定される「考え方の整理」の骨子案につきましても併せて御確認いただきましたところ、本骨子案についても御意見賜ればと存じます。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護に関する事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に今回は今後の進め方に関して、資料1の8ページに記載の「考え方の整理」の作成・公表を行う方針及びその骨子案について御議論いただきたいと存じます。これらについて御意見がありましたら、どうぞ積極的にお願いをいたします。中尾委員、お願いいいたします。

○中尾委員 御指名ありがとうございます。

これまでの議論をまとめいただき、ありがとうございます。現行法を前提とした「考え方の整理」の作成・公表を行う方向性とか、骨子案の方向には異論ありません。

②の要件ですけれども、特許権者に経済的な影響が国内で発現の要件については、余り予見性が向上するところまで具体的にはなっていないのかなというように感じています。

そこで、②の経済的な影響について意見を申し上げさせていただきます。例えば被疑侵害者が提供しているサービスにおいて、特許発明の実施が需要者の購買動機となるという経済的な影響の基準はあり得るのではないかなと思っています。この基準では特許権者の実施は要件ではありませんが、仮に特許権者が競合可能な技術を実施しているときであれば、損害論では特許法の102条1項もしくは2項の損害が認められるのだろうと思います。ドワンゴとF C 2の事件は、この基準を満たした事件だと思います。被疑侵害者が提供しているサービスにおいて特許発明の実施が需要者の購買動機となる場合には、少なくとも経済的な影響の要件を満たすことを明示すれば少し予見性向上につながるのではないかと思っています。

また、この基準を満たさない場合に経済的な影響の要件を満たす場合があるのかどうかを議論することも、予見性向上には意味があるのではないかと思っています。例えばユー

ザーが気づかない程度処理が微妙に速くなるという技術的効果のとき、特許発明の実施に起因した需要者の購買動機の変化は生じないと思います。

また、ネットワーク関連のシステムであればサービス提供時に数百、もしくはそれ以上の特許発明が実施されると思います。それらの中にはシステム内部の部品で使われているけれども、被疑侵害者自身意識していない特許発明もあると思います。被疑侵害者も使用していることを意識していないような特許発明であれば、当然特許発明の実施による需要者の購買動機も変化しないだろうと思います。構成の一部もしくは全部が国外にあるときに、特許権者に経済的な影響が国内で発現の要件を満たしていると考える必要があるのか、考えるべき事例があるのかを議論することは予見性向上のために意味があるのではないかと思っています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでございましょうか。では今村委員、お願ひいたします。

○今村委員 事務局におかれましては、これまでの議論を丁寧に整理していただき、御説明していただきまして、ありがとうございました。

私も6ページに記載していただきました、事務局から御提案いただいた方向性に賛成いたします。特に③の要件については、そもそもこの要件が必要かどうか、必要だとして、特許発明の構成要素の一部をどのように考えるのかという点につきまして様々な意見があったところですけれども、本小委員会での議論等を踏まえて現行法を前提として考え方の整理を行って、その資料を作成し公表するという方向性は非常に無難な着地点かなと思っております。

今後技術の進展ですか、新たな裁判例、あるいは諸外国の動向に変化があった場合等にも、新たな情報を迅速に盛り込んで改訂ができるという点で望ましいものと思います。制度ユーザーに広く参考にしてもらえるようなものが出来上がる 것을期待しております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。では相良委員、お願ひいたします。

○相良委員 私も「考え方の整理」を作成・公表するという方向性について賛成です。これまでの議論で日弁連の中にも様々な意見がありまして、明確化の要請というのはどちらの立場からも非常に強い部分もあるのですが、他方、特に③の要件については、これを明

確にすればするほど特許権の効力に対する影響も大きいということで、その点への強い懸念を表明する方々も多かったことに鑑みますと、今の時点で最も望ましい方向性としては、現行法を前提として考え方を整理するところなのかなというように私も思います。

1点、一応念のため、「考え方の整理」というのは誰の名義で、どこにどのように公表される御予定かということだけ確認させてください。

○玉井委員長 その点、いかがですか。

○千本企画調査官 お答えさせていただきます。「考え方の整理」は先ほどのスライドにもありましたように知財ユーザーの権利保護の予見性向上として、特許法を所管する官庁として時機を逸することなく迅速に対応してお示しするということが重要なのではないかと考えております。それを踏まえますと特許庁のクレジットで、その上で皆様の御意見を伺いながらまとめていくと。特許庁のホームページなどで、それを公表していくことを現時点では考えております。

○相良委員 ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり最高裁が総合考慮という形で判断を出されているので、明確化して予測可能性を高めてほしいという要請があることに鑑み、特に③の要件の考え方について、どのような考え方が取られたらどのような展開がこの先あるだろう、というところをユーザーの方が理解できるように書いていただいて、それを見れば、どういうクレームを書いておけばよいかということが少し考えられる、そういう内容になれば良いのではないか、この先の様々な状況の変化に耐え得るクレームドラフティングができるようなものがつくれたらいいのではないかと思っております。

以上です。

○玉井委員長 建設的な御意見をどうもありがとうございます。

リモートで、まず小林委員が御発言を御希望のようすでお願ひしてよろしいでしょうか。

○小林委員 では、小林から意見を申し上げます。

J I P Aとしてのスタンスということで発言しますと、現行法を前提とした「考え方の整理」を行うということに関しては賛成でございます。

ただし、「考え方の整理」というものの解像度は、最初にちょっとイメージを合わさせていただきたいなと思っておりまして、先ほどから御説明があったとおり要件①、②、③のうち、③はスライド4、それからスライド5で意見が様々に分かれているのですが、このような分かれている書きぶりで考え方の整理をするのかどうか。その辺の解像度を1点

確認させてもらいたいのが 1 つです。

なぜこのように申し上げるかというと、ガイドライン的なものだと、例えばスライド 5 の最後から 2 行目の拙速にルールは設けないほうがいいというところに反してしまうかと思っておりまして、今までの様々な議論の過程をきちんと整理して中間段階のような形でまとめるということであれば、その公表に関しては何ら反論することはないと思っています。

一方、結局ルールみたいなものを何かつくってしまうような、簡単に言うとガイドラインみたいなところまで踏み込むとなると、それは内容次第ではあるのですが、ちょっと慎重を期したいなというように我々は考えております。

内容については、どうなっていくかというのは皆さん議論次第であるとは思うのですけれども、我々のスタンスを先に言っておくと③の要件は必要であるという中で、いろいろな考え方をしていきたいと思っていますので、もしそのような議論に今後発展するのであれば、その辺についても後に発言させていただきたいなと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

この点、事務局いかがですか。

○高瀬室長補佐（総括） 事務局よりお答えさせていただきます。

まずもって、③の要件についていろいろ御議論があったところでございますけれども、基本的に今想定しております「考え方の整理」に関しましてはユーザーの予見性向上を目的としておりますことから、いたずらに多くの意見を列記するのは避けたいと考えているところでございます。議論があると周知することが有益である場合には、両論併記も含めて検討させていただければと思っているところでございます。

効果といったところに関する話でございますけれども、こちらは特許法を所管する行政庁である特許庁として現行法を前提とした「考え方の整理」を作成・公表することによりまして、例えば権利者が権利行使を検討するときですとか、あるいは事業実施者がクリアランス調査を行うときなどに参考とし、ユーザーの権利保護の予見性向上に役立てていただく。そういうことを想定しているところでございまして、そのため行政規制のように、行政が執行に当たって何らかの基準を示す性質のものではないことを想定しているところでございます。

いずれにいたしましても、「考え方の整理」の策定に当たりましてはユーザーの皆様あ

ってこそだと思っておりますので、作成・検討に当たりましてはよく意思疎通をさせていただければと思っているところでございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

先ほど中尾委員から御発言があったのですけれども、日本国内に「経済的」な影響がなければ特許権の効力を及ぼすべきでないだろうということについては、この場でもほぼコンセンサスがあり、最高裁の判決でも言及されているわけです。ただ、最高裁判決の基礎になった2つの事案を少し離れると、例えばこういう場合はどうだろうとか、あるいは経済的と言っているのはこういう意味ではないかといったところを煮詰めて行く余地はある。その上で、これだけの方のいらっしゃる場で煮詰まったのがこの辺りですとお示しすることができれば、たとえ法的な効力が直接的にはないとしても、将来裁判所で重視していただけののではないか。どのような呼称にしたとしても、立法に渡らないというのは、その程度のものです。したがって、仮に内容的に批判をされるべきものが含まれていたとすると、それは裁判所のほうで別の解釈をお取りになることもあるかもしれません。また、現時点ではこの場のコンセンサスに説得力があるように見えたけれども、将来的に状況が変わって別の解釈のほうがいいのではないかということになれば、その時点で裁判所がそういう判例を形成されるのだろう。そういう意味で、軟らかいものになるわけです。ですので、余り御懸念をいただく必要もないのではないかという気でおりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小林委員から特に御発言がなければ、それでは、田村委員からリモートで御発言の御希望がありますので、よろしくお願ひいたします。

○田村委員 私からは三点ほどございます。まず6ページの今回の方針には賛成したく思います。また、「考え方の整理」につきましては私も小林委員と同じように考えておりまして、拙速を避けるということで立法ではなく考え方の整理をしたということでございまして、議論が分かれているところについてルール化する場合は慎重に、気をつけたほうがよいのかなと思います。

その意味で、事務局の方から御回答いただいたように、基本的にはまとめたい、予見可能性を高めたいのだけれども、場合によっては、役に立つということであれば両論併記もやむなしという御回答だったと思います。ただ両論併記するのでなくて、この説を取るとこういうよさと欠点があって、この説だと逆にこういうよさと欠点がある、というように問題点を明らかにすることも今後の裁判例、あるいは実務の発展に役立つのではないかと

思っております。

その上で中身に関しては二点ほど申し上げたいと思います。まず一点目は、7ページの書き出しのところで、そもそもタイトルが「属地主義を踏まえたネットワーク関連発明の考え方」となっていますが、ネットワーク関連発明を前提とした書き出しになっております。

実は知財高裁の大合議では、詳細は忘れてしましましたけれども、たしかネットワークで構成されるシステムの発明等の言葉で問題を書き出して、以降それについて論じる形になっていたと思うのです。

最高裁はその辺に気をつけていて、そもそもシステムの発明である第2事件以外に、プログラム等の発明である第1事件も扱っていたこともあるかと思いますが、最高裁は発明のほうで問題を限定しているのではなくて被疑侵害行為のほうで、問題の所在のところで電気通信回線と言っていたかもしれません、ネットワークを指す言葉を使って、ネットワークによって被疑侵害行為が国境をまたいで行われる場合について問題が生じているというような書き出しになっていました。

考えてみると、特にクレームのほうでネットワークを前提にしないような装置クレームで仮に書かれていたとしても、あるいはシステムクレームでも方法クレームでもよいのですが、その一部や全体をクラウド等ネットワークを介して外国で実施させていくことは容易ですので、問題の所在はクレームのほうがネットワーク関連発明であるわけではないと思います。「考え方の整理」をつくるときにはタイトルは今まで構いませんけれども、要するに問題は、被疑侵害行為がネットワークを利用して国境をまたいで行われる行為であり、それについて考え方を整理するのだという書き方のほうがよろしいのではないかと思います。

二点目は中尾委員の御発言に関係しますが、私は中尾委員のような形で絞り込むことは反対でありますし、純粋に国内で実施されているときには需要者の購買動機を形成しているか否かということは一切斟酌することなく日本法を適用している。外国でのネットワークを介した実施行為というのは本当に様々な態様で行われますから、ほとんど国内で関わらないような場合や、ごく一部だけが外国になる場合から全てが外国に関わる場合もあります。そうすると、単に一部でも、あるいは全部でも同じかと思いますけれども国外での実施行為が介在したからといって、途端に日本国内で要求されないような要件を課すのはいかがなものかと考えていますので、この点は慎重に議論すべきところかなと思います。

経済的な影響については、最高裁ははっきり言わずに、特段の事情がないというようにしか言っていません。言葉遣いは忘れましたけれども、特別の事情がある場合に限って日本の特許権の侵害にならない場合があるという言い方をしていました。それをこちらのほうの委員会では既に具体的な事例で、基本的には外国のユーザー向けで、日本国内にユーザーがいないとは言えないけれども例外的というか、ごく少数にとどまるときにはこの要件を活用して、日本の特許権侵害としないといった具体例が出ていたかと思います。のような形で処理すべき話なのかなと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

今の点につきましてはまた御発言があるかもしれません、小林委員が御発言を御希望のようすでにお願いしてよろしいでしょうか。

○小林委員 ごめんなさい、ちょっと切れてしまったので。

○玉井委員長 恐れ入ります。失礼いたしました。

○小林委員 先ほど委員長から質問を受けたのでそこだけお答えしますと、基本的には「考え方の整理」ということなので一本化というか、なるべく統一した意見を持っていくという議論をするのは構わないと思うのですけれども、さすがに今までの議論を聞いている限りにおいて、またスライド5のまとめ方を見ている限りにおいては、それはなかなか難しいのではないかというのが正直な感想でございまして、最終的に意見が分かれるのであれば、そのようなまとめ方をしていただくようなことも考えていただきたいなというのを私の回答にさせていただきます。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。その点は恐らくそのようになるのだろうと考えております。ただ、御指摘の③の要件、即ちいわゆる全部・一部問題につきましても、一律の立法にまとめるのが困難だといったとしても、検討結果はなるべく明示したいと考えます。例えば、知財高裁大合議部判決のように生産を対象にするならば、全部海外で物が生産された場合に「生産」として日本特許権の効力の対象になるのはおかしい、同様の規律を他国がしたとすると、日本で何か生産したときに、いきなりその他国の特許権を侵害しているといって訴えられたまらん、それでは物を生産するたびに全世界の特許権を熟視せねばならないことになるのでクリアランス負担に堪えられないという議論もありました。他方で、「譲渡等」、プログラム発明については「電気通信回線を通じた提供」

を含むわけですが、その場合の全部・一部問題というのは何だろう、という議論もございました。こういう場合だったら全部が海外でもいいですね、こういう場合を考えると全部が海外だと困りますねという風に、従前の議論に照らして大体のコンセンサスが得られる部分があればそれを書く、他方で、いやいやこういう場合についてはクリアランス負担があるからこのように考えなければいけません、果たしてそうでしょうかと対立の生ずる点もあるかもしれません。そのような点については、それぞれの論拠を示した上で結局コンセンサスは得られませんでしたという形になっていくのかなと思います。その点御了解をいただければと思いますが、いかがでしょう。

○小林委員　はい、承知しています。その点は理解しているつもりですので、以上です。

○玉井委員長　どうもありがとうございます。

それでは、井本委員からお願ひします。

○井本委員　御説明どうもありがとうございます。

経団連の立場としましても、今回の「考え方の整理」を作成する方向のところで進めていくことについては賛同いたします。

ただ、その内容についてはこれまで議論がありましたけれども、コンセンサスが得られているところで出していただくことが重要だと思っています。経団連としましても要件③というのは必要だと考えておりますし、中尾委員からも御発言がありましたけれども、まだ議論が必要なようにも思います。玉井委員長が今整理していただきましたように、議論が必要な論点につきまして、仮に両論併記みたいな形でお書きいただけるとしても、それもコンセンサスが得られる範囲で書いていただくのがいいのではないかと思っております。

以上です。

○玉井委員長　どうもありがとうございます。

杉村委員、お願ひいたします。

○杉村委員　御指名ありがとうございます。

事務局におかれましては、これまでの議論をまとめていただきまして、ありがとうございます。

私は日本の特許庁が世界をリードするような知財政策の1つとして、内外にアピールできるポイントだという考え方の下で、これまでネットワーク関連発明におきましては法改正を視野に入れて検討を進めることを、この特許制度小委員会だけではなくてイノベーシ

ヨン小委員会、そして内閣府の知的財産本部でも発言してまいりました。

このたびは、御提案が事務局のほうからありましたように、「考え方の整理」として時機を逸することなく公表していただくことについては賛成でございます。

先ほど中尾委員のほうから御説明がありました②の要件について意見を申し述べます。

中尾委員が御説明されたような考え方も、一案だというように私は考えております。ただし、最高裁判決では今回この点については争点でなかったように思います。したがって、最高裁判決では具体的な判示はされておりませんので、今後②が争点になった際に裁判所がどのような判断をするかということは、ウォッチングをしていかなければならぬことだと考えております。③の要件につきましては、いろいろな意見がこの小委員会でもあつたというように記憶しております。

したがいまして、今後の裁判例の蓄積、そしてビジネスの動向、国内外での議論の動向、このような観点を踏まえて、さらに検討していくことが必要ではないかと思っております。

また、先ほど小林委員からも御発言がございましたように、まとめの方向というのは、指針とかガイドラインというものではなくて、まとめ案または報告書案、または中間報告書というような形で示していただき、今後の動向に合わせてフレキシビリティに変更ができるような形がよいのではないかと思っておりますので、その点御検討いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。杉村委員御指摘のとおり、この場での議論は法改正も視野に入れるということで進んでおりました。条文としてどこに入れるのがいいだろうという議論まであったわけですし、具体的な案も幾つかあったわけでございます。

その中で、例えば実施のところで書き込むのか、あるいはもうちょっと後のほうで書き込むのかということも御議論をいただいておりまして、そのときにかなりはつきりしてきたことは、いわゆる全部・一部問題というのが議論の焦点にはなったのですが、一律に全部海外でいいのだということは言いづらいし、かといって一律に一部だと条文に盛り込むというのもなかなか難しいところがある、ということでございました。それならば、こういう場合はこう、ああいう場合はといって書き分けるのかということになりますけれども、その書き分けをどうするのかというところでまた大変だろうということがあります。コンセンサスの取れているところだけ、こういう検討結果でございますというところを今の時

点でお示しをして、今回は議論の整理を目指すということでございます。ただ、私の理解では、それでも法改正を視野に入れるのを別にやめたわけではありませんので何年先になるか分かりませんが、これだけ煮詰まってきたらそろそろ法改正してもいいですねということになれば、それはそれでこの委員会での議論になるだろうと思っております。

そういう意味では、ただ単に「中間取りまとめ」というと、普通にこの小委員会が種々の論点について議論をした結果出す取りまとめのように見えますし、この問題に関する長年の検討成果であるということは出した方がいいのではないか。言葉遣いはどのようにするかというのは別に御議論があるかもしれませんけれども、今まで指針、ガイドライン、あるいは手引というものを出したこともありますので、何をどのようにまとめるかという点も含めて、これから御検討いただければなと思います。ありがとうございます。

松山委員、お願ひいたします。

○松山委員 ありがとうございます。

今玉井委員長に整理していただいたとおり、本論点は長らく法改正を念頭に議論をしてきておりまして、要件を検討し、条文イメージも提出されたりと、検討されてきたといったところでありますけれども、今回最高裁判決が出されて一定の予見可能性が確保されたかなと思った後もなお、もう少し予見可能性を高める必要はあるという声があつたりしたところかなと思っております。

ただ、その議論の中で③の要件が特に、なかなか一律に決めるようなものでもないのかなという疑問の声だったり、いろいろな意見も出てきたところであります、そういった中でも迅速に対応する必要があり、一定の予見可能性を示すために、今こういう段階で法改正ではなく違うものを出していくという方向性は、すごくいいところに落ち着いたのかなと思っています。迅速にというのは1つ大事なところかなと思っておりましたので、この方向性には賛成というところです。

予見可能性を高めたいニーズのところで、できるだけしっかり書くという方向性にもなりがちなのかもしれません、書き切れないところだと思いますので、今までかなりいろいろな視点での議論もあったと思いますし、事例もいろいろ検討してもらっていたと思うので、いろいろな視点、いろいろな判断要素を、この資料を見ればいろいろ書いてあるというものになるといいなと私自身は思っておりまして、権利行使する際や、自分たちが新たなサービスを提供するとき、何ならクレームをつくるときなどに、これを見るとどんな範囲に権利が及ぶのかが予測できるような、そういう判断要素となるものが盛り込んであ

る、どこか決め打ちというよりは、今までのいろいろな視点が盛り込んであるものができるといいなというように私自身は思っております。

ガイドラインというと少し誤解を招くような気がして、今回作成しようとしているものは、何か審査基準みたいな特許庁の判断で進めるものというより、最終的には裁判所が判断するものなので誤解を招かないような、方針としては多分そういう決め打ちのものではないと考えていると思うのですけれども、名称ももしかしたら誤解を招かないような形のほうがいいのかなと思いました。

私からは以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。仰せのとおり、審査基準というのは、行政庁としての特許庁がこのように法執行していくのであるものでありまして、行政というのは統一した基準に基づいて運営しないといけませんので、庁内の基準を定める必要があるし、明文化して公表していくのが望ましい、そういう意味で必然的なものであるわけですけれども、今回の話は裁判所が解釈をされるときの御参考ということですので、かなり性格が違います。私の記憶だと、たしか35条の職務発明について似たような性格の文書を出していると思いますけれども、それと近いものかな、と思います。松山委員も随分長らくこの件についての御検討はお付き合いいただいているけれども、令和元年にこの問題について報告書で言及したときに総務課長でいらっしゃった方が今ではお隣で長官になっておられる。そういうタイミングでもございますので、何かしらのまとめはつけたほうがいいのではないかなどというところが、当委員会として一致されたところではないかなと思います。

またリモートで中畠委員から御発言の御希望がございますので、いかがでしょうか。

○中畠委員 中畠です。よろしくお願ひします。今年度も引き続きスタートアップ企業の支援をしている立場として、いろいろ意見、コメントを出させていただければと思います。

資料のほう丁寧にまとめていただき、ありがとうございました。私のほうからも、起業家に対して説明がしやすいものになっているのかなと思っています。この時間で御議論をいろいろ、特に要件③のところについて現状2種類の割れている意見が出てきてしまっているところについても、内容自体について特に異論というものはありません。

1点だけ、「考え方の整理」というタイトルにするかどうか。今御議論あったところだと思うのですけれども、具体例とともにということをたしか書いていただいていたと思うのですが、これまでも具体例を幾つか、こういう場合には保護が行き渡らない、こういう場合には保護されるけれどもということをスライドでも丁寧に書いていただいたのですけ

れども、できましたらのお願いで、具体例も幾つかパターンがあつたりすると、最近スタートアップ企業でも知財担当が増えている場合も多いのですが、なかなか不慣れな方たちも多いので、この要件がこのように解釈されたら果たして不利なのか、有利なのかというのを自分たちでも判断できる。もしくは意見やコメントというのも吸い上げるようなことができるのかなと思っているので、いつも分かりやすく資料や、これまでのガイドラインとかまとめていただいているのですけれども、今回の件に関しては一層イメージしやすいような具体例を1つ2つ、複数挙げていただけると私としても説明がしやすくなるかなと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。今の点、よろしいですか。

○高瀬室長補佐（総括） 御意見ありがとうございます。まさに本小委員会におきまして、想定事例を用いながら御議論いただいたところもございますので、そういった例も活用させていただきながら、もしかすると既視感のある例になってしまふかもしれませんけれども盛り込んだ上で「考え方の整理」、取りまとめに生かせていくべきだと思っております。また仮に今後取りまとまった暁には、適切な周知に我々としても取り組んでまいりたいと思っています。

○中畠委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○玉井委員長 ありがとうございます。

先ほど中身に立ち入った御議論を中尾委員からもいただいておりますけれども、こういう場合はどうというように具体的な例を盛り込んで貴重な御意見をいただければ、それがますます生かされやすいのではないかと思います。どうぞ各委員の皆様からも、場合によっては資料を御用意いただいてもかまいませんので、よろしく御議論のほどをお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。御発言の御希望はございませんでしょうか。

それでは、予定の時刻よりはやや早いのですが、この論点につきましては、本日のところはおおむね意見が出たというように理解させていただきます。次に、もう一つ重要な論点もございますので、本論点についての自由討議は、本日のところは以上とさせていただければと思います。

それでは、この議題につきまして「考え方の整理」を作成・公開する方針に特段の異論がなかったという理解の下で、今後の進め方につきましては、資料8ページに記載の現行

法を前提とした「考え方の整理」の作成・公表を行うという方向で御了承いただけたと思
いますけれども、御異論はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本小委員会としてこの方向について御了解いただいたものと認めますので、
特許庁において本日各委員から頂戴した御意見を踏まえまして、「考え方の整理」の作成
準備を進めていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本議題についての自由討議は以上とさせていただきます。

2. 知的財産の侵害抑止へ向けた取組について

○玉井委員長 次に、「知的財産の侵害抑止へ向けた取組について」事務局から御説明を
いただきます。よろしくお願ひいたします。

○高瀬室長補佐（総括） それでは、お手元の資料、右下でいきますと9ページからでご
ざいます。「知的財産の侵害抑止へ向けた取組について」御説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。まず、本論点に係るこれまでの経緯と今後の進め方につ
いて御説明いたします。知的財産の侵害抑止へ向けた取組に関しましては、政府等文書に
おきまして中小、小規模企業、スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため
に、知的財産を侵害させないための取組を行うことが掲げられ、政府全体として知的財産
の侵害抑止に取り組んでいる状況でありますと、特許制度小委員会においても権利侵害の
抑止へ向けた検討が開始されたところでございます。

本小委員会では本年4月、第53回小委員会におきまして特許権の侵害抑止に関する国内
外の制度を調査した令和6年度調査研究の結果を御報告いたしまして、特許権侵害の抑止
に向けた施策として、特許表示の活用に関する議論などを行ったところでございます。そ
して特許権の侵害を事前に抑止する必要性が確認されるとともに、特許表示の活用への賛
同意見、今後の方向性について実態把握の必要があるとの意見、特許表示のみでは侵害抑
止効果が十分でない可能性があるため、他の制度との連関も検討すべきとの意見、様々な
御意見をいただいたところでございます。

そして、これらの御意見を踏まえまして特許侵害の抑止の必要性について、国内企業が
有する特許権に対する侵害の実態調査をさらに行いまして、海外の特許表示をはじめとする
特許権侵害の抑止に資する制度の調査を実施するなどの方向性が示されたところでござ

います。

11ページをお願いいたします。知的財産侵害の抑止に関する近時の動きについてでございます。知的財産侵害の抑止に関しましては、権利化された知的財産権の侵害抑止、権利化に至っていない知的財産の侵害抑止及び知的財産の取引適正化などが論点となってございます。知的財産の取引適正化に関する論点につきましては、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁の三者を事務局といたしまして企業取引研究会知財取引ワーキンググループが立ち上がりまして、アンケート調査を行うなどの実態把握、今後の施策について対応しているところでございます。知的財産の侵害抑止に関しましては政府内で様々な動きがございますけれども、産業財産権の侵害に関する対応の在り方につきましては、特許庁において主体的に取り組んでいるところでございます。

参考といたしまして、先に申し上げました政府等文書、各種提言における関連する記載を表にまとめて記載しているところでございます。

12ページをお願いいたします。本小委員会での特許権に対する侵害の実態調査の必要性に関する御意見などを背景といたしまして、各種調査研究を目下実施しているところでございます。具体的にはお示ししているとおりでございますけれども、公開情報調査、海外ヒアリング調査、裁判例調査、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査といったことを実態調査のために実施しているところでございます。

さらに調査研究とは別途、ヒアリングなどを通じた実態調査も行っているところでございます。これまで大企業、中小企業、弁護士、弁理士の皆様に対してヒアリング調査などを実施しているところでございまして、今後も引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

調査研究事業につきましては年度当初から実施しておりますけれども、年度末に向けて継続しているところでございます。次ページ以降におきまして実態調査のうちアンケート、あるいは国内ヒアリングについて、これまで得られた結果を御報告させていただければと思います。

13ページをお願いいたします。まず特許権につきまして、侵害された経験の有無についてアンケートを通じて得られた結果をお示ししているところでございます。

左下でございますけれども、貴社の特許権が侵害されている、あるいは侵害されている可能性がある場合も含むということでございますけれども、と感じた経験はありますかというアンケートの問い合わせに關しまして、あると回答した企業は63.4%でございました。企業

規模では大企業、大企業以外で比較すると、大企業で経験があると回答された方の割合が72.7%、大企業以外で経験があると回答された方の割合が48.3%でございました。

またヒアリング結果につきましても一部右下に示しておりますけれども、例えば特許取得済みである主力製品の一部の機構や部品と同様のものが他社で製造販売されている事案ですとか、顧客が代替品を内製化したり、別の他社に製造依頼している事案などがありまして、今もなお権利侵害に困っている企業の声も多く聴取されたところでございます。またヒアリングで聴取された意見に記載されておりますとおり、業界によって特許権侵害の回避に対する意識に違いがあることも聴取されたところでございます。

14ページをお願いいたします。権利行使の課題について、アンケートを通じて得られた結果をお示ししているところでございます。

まず左下でございますけれども、特許権侵害を認識した場合に侵害者と疑われる者に対して交渉、警告、訴訟等の対抗手段を取りますかといった問い合わせに対しまして、原則として対抗手段を取らないと回答した方は2.2%と少数にとどまりますが、場合によっては対抗手段を取ると回答した者、すなわちケース・バイ・ケースという者が3分の2と多数存在するとの結果でございました。

このうち権利侵害ができない主な理由としては、棒グラフに降順にて示しておりますけれども、1、コストに比して損害賠償額が小さいと認められること。2、侵害の確証に疑義があること。3、権利行使のためのリソース不足。4、取引関係に影響が見込まれることなどが挙げされました。

一部ヒアリングの結果も右下にお示ししておりますが、アンケートやヒアリングを通じまして権利行使をして回復される利益に比べて、権利行使をすることに伴うハードル。すなわちコスト負担、立証負担、取引関係への影響等によりまして、侵害に対する権利行使を躊躇する実態がうかがわれます。

15ページをお願いいたします。権利の存在を知りながら侵害されたと考えられる事案についてでございます。

まず貴社の特許権が侵害されていると感じたときに、被疑侵害者は貴社の特許権の存在を既に知っていた。すなわち特許権の存在を知った上で、なお侵害していたと思ったことはありますかとのアンケートの結果を示しているところでございます。知っていたと思ったことがあるとの回答が約3割、確信はないものの恐らく知っていたと思ったことはあるとの回答が約4割との結果でございました。

また右下でございますけれども、ヒアリング調査を通じまして権利侵害の場合に、相手方の権利を知りながら故意に侵害しているのではないかと疑われる事案が認められております。事案は様々でありまして、侵害の確度が不明確な事案も見られる一方で、侵害の可能性が高いものも確認されているところでございます。また企業体力等に鑑みまして権利侵害に対する対抗を断念し、いわゆる泣き寝入りをする事案も聴取されているところでございます。

ヒアリングの結果も右下に一部お示ししております。あるウェブサービスを展開している企業が東証プライム上場企業から出資を持ちかけられ、自社技術に関する情報を開示した後、相手方から出資の話がなくなったばかりか、類似サービスがリリースされ、競合他社となってしまった事案。ある企業がオンラインプラットフォーム上に特許権に抵触していることが明らかな製品が存在したため削除要請をしたところ、相手方が削除対象の契機となった記載のみを変更して販売を再開した事案。ある企業が特許権侵害の疑いがある製品を発見したところ、当該商品を購入いたしましてリバースエンジニアリングをかけたところ、侵害の可能性が極めて高かったものが発見された事案が聴取されているところでございます。

16ページをお願いいたします。本日は実態調査のうちアンケートや国内ヒアリングについて、これまで得られた結果を御報告することに重点を置いて御説明差し上げたところでございます。これまで小委員会において特許表示の活用可能性等についても御議論いただきましたところ、参考として特許表示に係るアンケート結果やヒアリング結果を準備しているところでございます。

参考スライドということもありまして、詳細につきましては割愛させていただきますけれども、調査におきまして特許表示が積極的に行われるようになれば他者の特許権に気づきやすくなるため、意図しない侵害を予防する効果が期待できること。特許表示は侵害抑止のほかに、マーケティング効果や企業間のパートナーシップ創出効果等の副次的な効果もありまして、知財を活用した経営戦略の1つとしても注目されていることなどが確認されたところでございます。

17ページをお願いいたします。課題及び今後の方向性についてでございます。本日は本論点の議論を振り返りまして、アンケート結果やヒアリング調査を通じて、これまでに得られた権利侵害の実態を御報告させていただいたところでございます。その結果、権利侵害をされた場合に、必ずしも権利行使できるとは言えないこと及び故意による権利侵害が

疑われる事案の存在が課題として抽出されたところでございます。また今回の調査結果を踏まえますと、必ずしも本論点は中小企業特有の問題ではありませんで、知財ユーザー全体に共通する課題ではないか。そういう側面もあるといったことが分かったところでございます。今後さらなる実態調査を進めまして、その結果を踏まえて知財ユーザーの皆様の声に耳を傾けながら、課題に応じた方向性を検討したいと考えているところでございます。

つきましては、本日御報告した事項、近時の動きや実態調査の結果等に関する御意見をお伺いできればと思います。また本論点は引き続き実態の把握が重要であると考えておりますところ、実態としてほかに知っているもの、見聞きされているもの、課題として感じられる点があるかにつきましても、御意見を皆様から頂戴できればと思っているところでございます。さらにヒアリング調査につきまして目下継続して行っておりますところ、実態調査として追加すべき点があるかにつきましても御意見を頂戴できればと思っているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

以上、事務局の御説明ですけれども、木元委員からもお手元の資料2「日本商工会議所提出資料『知財侵害抑止に向けて』」の御提出がありましたので、5分程度で御説明をいただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

○木元委員 お時間をいただき、ありがとうございます。日本商工会議所から知財侵害抑止に向けての意見を述べさせていただきたいと思います。

資料の1ページ目をお願いします。弊所では本年4月に公表いたしました「知的財産政策に関する意見」において、1番目として知財経営リテラシーの向上、2番目として知財の活用促進、3番目としまして知財の保護強化を柱とする「知的財産の活用・保護推進アクションプラン」の策定・実行を要望しております。私どもとしても中小企業が「侵害されていることすら気づかない」ことがないように、中小企業・支援機関双方における知財経営リテラシーの向上に同時に取り組んでおります。

2ページ目をお願いします。その結果、本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」や「経済財政運営と改革の基本方針2025」など、多くの政府計画に「知的財産の保護強化と活用促進」を明記していただきました。政府・関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

3ページ目をお願いします。具体的な事例になるのですけれども、これまでの私どもの調査では、中小企業の知財侵害被害は依然後を絶たない状況だと認識をしてございます。私どもが独自に収集した中小企業の特許侵害被害の事例を5点挙げております。

まず事例の1から3は、特許技術に関する権利侵害被害の声となります。事例4・5は侵害被害に対する知財訴訟の実態を訴える声です。

侵害被害に関しましては、せっかく費用と手間をかけて開発した特許技術を他社に模倣されて、本来得られたはずの利益を十分に得ることができなかつたという悲痛な声が寄せられています。また、権利侵害に対する知財訴訟に関しましては、弁護士費用等のコストや訴訟にかかる労力が大きい一方、損害賠償額が限られており、割に合わないという声が聞かれています。

次、4ページ目をお願いします。実際、現行の特許法では、侵害者の手元に残る利益が否定できず、「侵害したもの勝ち」の状況となっているケースが散見されます。こうした状況を是正するため、私どもではかねてより「知財侵害抑止の強化パッケージ」の策定・実行を要望しております。

このパッケージでは、3つの「基本的な考え方」の下、「具体的な施策」として①知財取引の実態に関する定期的な調査（及び企業名公表の早期実施）、②知財侵害抑止に資する指針の早期策定、③将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討、の3点を挙げております。

このうち①の実態調査につきましては、中小企業庁・公正取引委員会が所管する企業取引研究会や、同知的財産取引適正化ワーキンググループが主体となって、本年9月から幅広い規模・業種に対する調査を進めていただきました。今月アンケート結果の概要が公表されましたけれども、大変有益なものとなっていると考えております。

②の指針策定についても、引き続き同研究会やワーキンググループなどで検討を進めなければ幸いです。

今後、③の制度策定につきましては、悪質な権利侵害の根絶に向けて「知財侵害行為の抑止に資する制度」が不可欠です。

今般、特許庁をはじめ、本小委員会におきましてもぜひ検討を進めていただきますよう、お願い申し上げます。商工会議所としましても、引き続き「知財経営支援ネットワーク」等を活用のうえ、知財侵害抑止の強化と、中小企業等の「知財経営リテラシー」の向上に関する取組みを一層強化してまいりたいと思っております。

以上が私からの意見でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

先ほどの知的財産の侵害抑止へ向けた取組に関する事務局からの御説明、それから今プレゼンテーションいただきました、特に悪質な知財侵害行為の抑止に関する制度の策定についての木元委員の御説明につきまして、御意見、あるいは御質問等のある方がいらっしゃいましたらお願いいいたしたいと思います。とりわけ中畠委員と井本委員におかれましては途中御退席の予定と伺っておりますので、お時間の許す限り御意見をいただければと思います。

では井本委員、お願いいいたします。

○井本委員 御指名ありがとうございます。御配慮もいただきありがとうございます。

事務局からの御説明と木元委員からの御説明、どうもありがとうございます。

事務局からの御説明の内容についてということですが、アンケートについて、自社の特許権が侵害されていることを感じている経験があるような回答を集められているというものですが、特許の侵害となりますとかなり高度に専門的な内容になりますので、大抵の場合は弁理士さん、弁護士さんに相談されたり、内部の知財部員が確認をしているケースが大半だと思いますけれども、中には主觀に基づくケースがあるのではないかなと思っております。客観的に見て救済したほうがいいものをより集めていただくと、より実態に近いものが得られるのではないかと思います。

もう一つ、今回のアンケートは権利者の立場での観点に立っていたと思います。特許権を持っている場合は権利者としての立場があるのですが、一方で事業者の場合は実施者として他社の特許を侵害しうるという立場もあります。その場合も考慮した上で権利者と実施者の両側のことが分かるようなものがいいのではないかと思いますので、実施者になる場合の立場のアンケートも進めていただいて、総合的にファクトを確認できるようなものにしていただけだと非常にいいのではないかと思いました。

以上です。

○玉井委員長 いかがですか。

○高瀬室長補佐（総括） 御回答申し上げます。

まず2つ御質問いただいたと思っているところでございまして、1つ目の御質問でございますけれども、御指摘のとおりアンケート調査は本当に侵害であるか、否かを確認すること。これはちょっと難しいところでございますけれども、質問に対して一定の回答が得

られたというのは、1つの結果として受け止めているところでございます。ヒアリング結果をお示ししておりますけれども、ヒアリングで聴取した結果は客観的に見て侵害の確証が高いと考えられている事案を深掘りして、記載させていただいているところでございます。御指摘の観点につきましてはごもっとものところが大いにあると思っておりますので、ミスリードのないように議論を進めたいと思っているところでございます。

2つ目の質問として、特許権者側だけではなく事業者側の意見も調査されているか。そういう御趣旨の御質問だと理解しておりますけれども、今まさに目下調査は進めているところでございまして、事業実施者側の立場からのアンケート調査、ヒアリング調査も同時に実施しているところでございます。クリアランス負担ですとか侵害しないための手段など、事業実施者側の意見につきましても丁寧に今アンケート、ヒアリングなども行っているところでございますので、次回以降に御報告させていただければと思います。

○井本委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○玉井委員長 ありがとうございます。

それから、中畠委員から御発言の御希望がありますのでお願いしてよろしいでしょうか。

○中畠委員 ありがとうございます。本日2時半ぐらいで退出してしまうので、先に挙手させていただきました。

報告書の内容については、こちらも丁寧にまとめていただいて、ありがとうございました。内容についてというよりかは、今画面に映していただいている最近の動きというか、実態調査のようなところで1点だけ、ちょっと共有させていただければと思うのですが、ずっとスタートアップの知財の支援をしているところで、最近ちょっと相談が増えてきているものとしてスタートアップ同士です。これまで大企業とスタートアップというような構図が議論の中に多く含まれていたように思うのですけれども、最近同じ市場を狙う若い企業同士というものがスピード優先でプロダクトを出し合う中で、おかげさまでスタートアップ業界でも知財の意識というのが芽生えたので双方が知財の活動というのをちゃんとしている。その場合に意図せず侵害に踏み込んでしまう。相手の権利を踏んでしまうケースに関する相談が、ここ1、2年で結構増えてきているように思います。資料でも侵害を受けてもケース・バイ・ケースで対応するとか、絶対に対応する以外の比率も結構多かったように思うのです。

そこのアンケートに、いわゆるスタートアップ企業という属性の人たちがどれぐらい含まれているかはちょっと分からなかったのですけれども、実際スタートアップ企業で知財

担当者が中にいるケースが増えてきたけれどもと先ほどお話ししたのですけれども、不慣れだったり、そもそもリソースが少ないということで、権利行使を断念するケースというのがさらに高いのではないかなと思っています。

侵害に対する権利行使へのハードルを下げるということも1つあるのかなと思うのですが、そこはコストを下げるところでなかなか難しいかなと思うので、先ほどの資料2の御説明の最後のページのBのところで侵害が事前に強く抑止される制度を設計し、侵害し得の是正をするですか、抑止される相手をちゃんと注視するような、意識が向くような制度というのをできる限り早くに整備することも大事なのかなと思いました。

もしアンケートの中に、いわゆるスタートアップ企業というものの声のヒアリング等も必要であれば、できる範囲内で御協力することはできますのでおっしゃっていただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。今の点は、先ほど木元委員から御説明のありましたような悪質な知財侵害行為の抑止が早急に必要である。そういう御意見だと承りました。

では、事務局からお願いします。

○高瀬室長補佐（総括） 今いただいた貴重な御意見ありがとうございます。様々な御指摘をいただいたと思っておりまして、スタートアップ同士の侵害行為、そういったところもあるという話がございましたけれども、さきの4月の小委員会の中でも御議論いただきましたけれども、この論点は大企業と中小企業の関係のみならず、たしかそのときJIP A様から御指摘いただいたと思いますけれども、必ずしも大企業と中小企業の間の話だけではない、大企業同士でもこのような観点はある。そういう話もいただいておりましたし、また先ほどのようにスタートアップ等では必ずしもリソースがクリアランスなどに割けない、そういう話も聞いているところでございまして、そのためスタートアップ同士の意図しないような侵害の例も聞いているところでございます。

主体という観点で言うと、大企業、中小企業、あるいはスタートアップといったところの主体の違いというのもございますし、加えて先ほど中畠委員からもありましたように意図せずといったところもあれば、相手が権利を持っているのを狙って侵害しているような事例もいろいろあるところでございます。そういうところの分析をしっかりと精緻にやっていければと思っております。

このたびの調査研究におきまして、自己申告制のような形ではあるのですけれども、スタートアップの方々に関しても抽出をかけ得るような形で調査を行っているところでございますけれども、さきに申し上げましたとおり調査研究は引き続き実施しているところでございます。実態把握は非常に重要だと思っておりますので、様々なチャンネルを使って実態把握に努めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○中畠委員 ありがとうございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

小林委員から御発言の御希望があるようですので、お願ひしてもよろしいでしょうか。

○小林委員 小林でございます。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今JIPAの話も出ましたので私のほうから少しお話しさせていただきますと、大企業と大企業以外の対立軸みたいなところに余りフォーカスがいかないように、いろいろな場面で様々な企業形態で競争は公正に行われているように私たちは考えておりますので、その前提に基づいて発言させていただきますと、JIPAの中でも大企業の比率は55%あるのですが、それ以外は大企業以外に分類される会員企業がいらっしゃいまして、その方々とも意見交換をしていますけれども、基本的に我々の認識としては、問題なく取引がされているケースのほうが多いという認識でございます。

一方で今日お話がありましたとおり、例えば資料2の3ページのところでは悪質な話もございましたので、そういうところも認識しつつ、現在特許庁が進められているヒアリングをさらに継続していただいて、なるべく客観的な事実に基づいてアンケート結果を公表していただくと、正しい次のステップが取れるように思いますので、そんな形で進めていただければいいかなと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ほかに御意見、あるいは御質問ございませんでしょうか。では相良委員、お願ひいたします。

○相良委員 日本商工会議所様からの資料にも弁護士費用が高いという記載があって、非常にいたたまれない思いでここにおりますけれども、実際、非常に知財訴訟は手間、時間、人員がかかるということで、費用がすごく高いというところは率直な感想としておありだ

ろうと理解しつつ、私どもとしてもどうしようもないところもあります。本来侵害を抑止する、何かを抑止するときには、制裁的なことがあれば、それをみんなやらなくなるのではないか、という観点でいくと、ものすごく損害賠償額が高くなる、といったことがあればいいのでしょうかけれども、日本の法制度の中での損害の差額説というところからすると、なかなか知財の世界だけ損害を格別にというのは難しいところも、これまでのいろいろな議論の中で難しいなというところもあります。証拠収集が本当に難しいという面もひしひし感じる部分ですが、知財の分野だけ日本の民事裁判制度の中で特別に、というところも、そう簡単ではないというのもあります。

そういうわけで、これは特許庁の方に申し上げていることではなくて、すごくコメントめいたものにはなるのですが、判決では弁護士費用が損害額の中で損害全体の10%というように一律に認定されることが多いのですけれども、少しでもかかった弁護士費用が回収できたらいいなという思いからすれば、損害と認められる弁護士費用相当額の割合がぐつと上がっていくと、訴訟提起を躊躇する当事者の方も、勝てば少しばかり返ってくるんだ、となるのかなというように個人的には思っております。この場で申し上げても仕方のないことかもしれないですが、一応感想めいたものでした。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。今の御発言を一番聞いていただきたい中島委員がもう御都合で御退席の後ですので、ちょっと残念なところはございますけれども（笑）、議事録の確認の段階で事務局からぜひ御覧いただくようにお願いしていただければと思います。

これは制度的な問題でなくもありませんで、ほかの一般の損害賠償請求と同じような算定基準で弁護士費用を算定してよいのかどうか。これは制度的な問題にもなり得ることだと思いますし、権利者の側から見れば、実際に弁護士に払ったお金というのは侵害がなければ払わなくてよかつたお金。そういう意味では損害の一部ですので、そこをきちんと算定することは、これから1つの対応策として議論すべきかなと思います。

それでは、杉山委員から発言の御希望がありますので、まずお願いできればと思います。

○杉山委員 ありがとうございます。一般的なコメントといいますか、意見でよろしいでしょうか。

○玉井委員長 はい。

○杉山委員 今回の調査でございますが、私自身が民事訴訟法とか紛争解決制度を研究し

ていますので、特許法も、あと民事訴訟制度もいろいろ改正してきたにもかかわらず、いまだに訴訟制度の利用に対して法的なバリアだけでなく事実的なバリアとか、あるいは心理的なバリアがあるということが分かり大変興味深く聞かせていただきました。

特許に関しましては証拠とか、あるいは情報収集について通常の民事訴訟よりは、より一步進んだ改正がこれまで行われてきましたので比較的訴訟の利用に対する障害は低いと思っていたのですが、そうではないことが理解できたということと、そうであるといたしますと今後も引き続き証拠収集制度も含めて特許の制度とか、あと現在民事訴訟も証拠とか情報収集制度について見直しに向けた検討が進められていますので、そのときの貴重な資料になると思っております。

また訴訟制度の利用が難しいというお話でしたが、それ以外でも裁判外紛争解決処理制度が用意されておりまして、すでに裁判外紛争処理制度の促進に関する法律というものができ、認証ADR制度というのもつくられてきたわけでありますと、訴訟を使うのにお金の面などで問題があるような中小企業等については、そのようなADRの利用が本来期待できるのではないかと思っておりまして、恐らく今回の調査でも訴訟だけではなくて、訴訟外での話し合いとかADRの利用を検討したかどうかというところも、アンケート結果で出てきていたのではないかと思われております。もしそこでもなおそういうものを使うのに抵抗があるということであれば、ADR制度自体に問題があるのか。あるいは周知が足りないのかというところも見直す必要だと思いますので、その際の貴重なデータになると思っております。

中小企業の場合、特に訴訟制度で現在様々な改正がこれまで行われていることとか、あとADRの制度についてそもそもどれぐらい知っているのか、周知されているのかということも前提として必要な情報となってくると思いますので、もし調査の結果そういうものが出てきているのであれば、報告書の中で周知の程度についても示していただけますと、今後の立法的な見直しの中で参考になるのではないかと思っております。

以上になります。

○玉井委員長 ありがとうございます。

その点、事務局いかがですか。

○高瀬室長補佐（総括） 事務局から、ただいまいただきました御質問への回答をさせていただければと思います。2点あったかと思いまして、まずもって証拠収集制度について、あとADRについてでございますけれども、証拠収集につきましては令和元年法改正の際

に査証制度を導入させていただきまして、同制度につきましては様々な御意見をただいま頂戴しているところでございます。査証制度にとどまらず、証拠収集手続につきましては継続的な論点であると承知しておりますので、今後も状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

続いてADR、裁判外紛争解決手続の活用について調査等々の観点で御質問いただいたところでございまして、アンケート、ヒアリングでADRの利用経験について聞いておりまして、そもそも知財調停、ADRセンターについて知らない方が多いと認識しているところでございます。検討の選択肢に入っていないことが多い状況だというように認識しておりまして、アンケートにおいても知財ADRを利用した経験があると回答した方は少數でありまして、全体の約3%でございました。あと利用経験のある方について多くが今後も利用をしたい、利用を検討したいという回答は14社中12社、約86%といったところでございました。そもそも御存じの方が少ない。他方で御利用いただいた方に関しては今後も利用されたいといった御意見があるところでございます。制度の周知、普及が重要だと考えているところでございます。

データにつきましては、どういった形で対外的に発出していくか。こういったところも含めて検討させていただければと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

では、松山委員。

○松山委員 アンケートの実施や結果の整理等、ありがとうございました。特許権を侵害されている可能性があると感じた企業がとても多いことと、それでも権利行使に至らないケースや課題についても今整理していただいていると思い、また知りながら権利侵害されている事案が多いと認識されている企業も多いことも整理していただき、ありがとうございました。

日本は故意侵害に関して懲罰的な話は認められておりませんし、その点を変えることは極めてハードルは高いところかなと思っておりまして、他方で、現行法の102条3項の損害賠償額との関係では、102条5項で故意または重過失がある場合には、それを裁判所が参酌できる旨の規定もありますので、そういう意味では前回も議論していた特許表示などは知らしめるという効果があるだけでなく故意や重過失の場合の推認や立証にも役立つかなと思いまして、特許表示の有効活用は賛成の意見が多くかったと思いますけれども、そういう面でも役立つかなと思いました。

今回特許表示の活用も含めて知財の侵害を抑止する方向の方策というように理解しておりますけれども、今課題もいろいろある中で権利行使をしやすくするというのも、権利行使がされるリスクが高いと侵害しないようにするという意味で、知財侵害の抑止の方向につながるのかなと思っております。知財の侵害を抑止する方向での検討と併せて、権利行使もしやすいような方向も1つ念頭に置いて検討していっていいのかなと思っているところです。

権利行使の課題のところで、弁護士費用の話をここでするのはどうかなとちょっと思っていたところではあるのですけれども、やはりネックになっているのだなと改めて見て、私もちょっと切ないと思いながら聞いていたのですけれども、過去に訴訟費用との関係で制度的な話としても議論されたことはあると認識しておりますが、それは大変ハードルの高い議論なのかなと思っております。玉井委員長にも言っていただいたように思いますけれども、どうしてもかかってしまう経費であり損害の一部なので、今は10%と一律決まってしまっているものの、そこをもう少しきちんと算定することは、これから考えることができる方策の一つなのかなと思うところで、ただ、その辺はここで検討する話でないかもしれませんところに戻ってしまうところです。そこに限らずなのですけれども、権利行使をしてネックになっている部分も改善していくと、結果的に知財の侵害は抑止される世界観になるのかなと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。さきほどから話題の弁護士費用につきましては、かつて議論したことがございます。そのときは、損害賠償額が少ないこともあって、だいたいその1割しか認められないのでは弁護士費用が填補できない、それが問題だという方向でございました。ただ、損害賠償としてかなり高額の判決が出る、例えば200億であると、その1割で20億ですか、そんなに弁護士に払っているだろうかと、そういう疑問も出てくるところでございます。弁護士費用に関して実額の認定はどうかという議論については、そろそろ機運が出てきたことかもしれないという気がしております。

杉村委員、お願いいいたします。

○杉村委員 御指名ありがとうございます。

事務局におかれましては、この話題についても御丁寧な御説明をいただきありがとうございます。まだアンケート調査は続いているという御説明でしたので、今後の結果を楽しみにしているところでございます。

13ページの左側のアンケート結果で「侵害されていると感じた経験」ということで63.4%という数字が記載されております。私の現場の実感としてもそのぐらいはあるのではないかと思っております。

ただ、その次の14ページのアンケート結果として、「原則として対抗手段を取る」という項目が先ほどの数値の約半分の30%になっております。この数値についても同様の実感として感じておりますし、例えば自己の権利について無効の調査をしてみると、その結果として無効となる可能性がある文献がみつかったとか、審査経緯をあらためて参照してみた場合には禁反言の原則の適用がある可能性がある等の実態がありますので、実感としては約半分になっていることは理解できるところでございます。

それから先ほど高瀬様のほうから御説明がありました、ADRにつきましては現在東京地裁のほうでも調停制度が始まっています。調停制度につきましては原則3回ということで、両者が合意すれば非常に短い期間で、確定判決とほぼ同様の効力がある調停合意がなされます。

先ほどからお話をでてくるように、知財に精通した弁護士先生の費用は安価であるということではありませんが、知財は特殊な分野ですので、やはり知財訴訟に精通している弁護士先生にお願いすることが、結果として満足ができる結果が得られるのではないかと思います。

調停を活用いたしますと原則3回で済みますので、費用も訴訟に比べると低額になります。しかも両者の話し合いが原則ですので、場合によっては、判決における損害賠償額よりも多い損害賠償額を特許権者が取得することができる場合もあります。しかも裁判官も含む調停委員会のほうから場合によっては調停委員会としての意見も示されますので、特に中小企業、それからスタートアップにとっては、裁判所の調停制度を利用の仕方もいいのではないかと感じているところです。

しかし、多くの中小企業や大企業の方にも、調停制度についてはほとんど知っていらっしゃいません。世界を代表するような海外の大企業でも、日本の訴訟制度は知っているがADRが裁判所で行われていることは知らなかつたという現状があります。抑止効果という面に直接的にはつながらないかと思いますが、調停制度を周知して活用していくことも紛争の早期解決という面では大事ではないかと思っているところです。

最後になりますが、特許表示の活用として16ページにアンケート結果が出ております。「気づきやすくなる」、「どちらかというと気づきやすくなる」というアンケート結果の

数値は、私が想像していたよりも多いと思いました。特許表示をどのように有効あらしめていくのか、また製品においては、確かに特許表示をすれば認識できるわけですが、先ほどのネットワーク関連発明のものとどのようにして表示をするのかということを、今後更に議論をしていく必要があると考えております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

今御指摘のあった特許表示につきましては、どのように活用していくかという点。特に先ほど松山委員から御指摘のあった現行の102条5項、後段ですね、故意または重大な過失という文言が既に法律にありますので、それとの関係でどう活用していくかというのはこれから課題かなと思います。

ほかに委員の方々、御意見、御質問ございますか。では木元委員、お願いいいたします。

○木元委員 追加で意見を述べさせていただきます。知財侵害の問題は、大企業同士とかスタートアップ同士など様々な階層で存在するという御意見は広い視野の下ではごもっともなのですが、我々がお示しした事例の中で、特に事例3のような力関係を背景にした取引先との特許侵害事例というのは、少なくない話でございます。

今、我々中小企業では、価格転嫁のいろいろなアクションを取っているわけですが、それを非常に助けていただいているのが中小企業庁や公正取引委員会です。中小企業に対する継続的かつ具体的なヒアリングを通じて声を吸い上げる中で、企業名の公表も進んでいます。企業名の公表はなかなか難しいという意見もありますが、これによりかなり実効性が変わりました。それまで価格転嫁の交渉のテーブルにも着かなかった企業が、明らかに態度が変わり、交渉が一気に進むこともありますので、悪質に力関係を利用した特許の侵害行為の実態に関しましては、よりきめ細かくヒアリングしていただき、個別具体的に対応をして、場合によっては企業名の公表まで検討の俎上に上げていただきたいというのが我々の意見でございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。事例3のようなことがもあるといたしましたら、先ほど議論のありました故意または重大な過失というのにぴったり当てはまる事例だと思います。また、こういった侵害を抑止するのは特許法の目的にかなったものだと思います。公表というのが制裁的な目的であることになりますとまたちょっと議論があるかもしれませんけれども、事務局のほうでもぜひ御検討いただければと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。事例3のようなことがもしあるといたしましたら、先ほど議論のありました故意または重大な過失というのにぴったり当てはまる事例だと思います。また、こういった侵害を抑止するのは特許法の目的にかなったものだと思います。公表というのが制裁的な目的であることになりますとまたちょっと議論があるかもしれませんけれども、事務局のほうでもぜひ御検討いただければと思います。

○高瀬室長補佐（総括） 様々な御意見ありがとうございます。事務局からの御説明にもありましたように、知財侵害の抑止という論点に関しましては特許庁ももちろん主体的に取り組んでおりまし、委員のプレゼンの中にもございましたけれども企業取引研究会、公正取引委員会、中小企業庁などでも様々、司司で取り組んでいるところでございます。

特許庁においての調査研究の中で、基本的に権利侵害に関してといった実態把握を中心になっているところではございますけれども、企業の知財取引関係ですとか、あるいは権利化されていないような知的財産に関する扱い、こういったことに関する御意見も出てきているところでございまして、特許庁で、特許法で対処できるところ、そうでないところがございますけれども、そのような実態把握の結果を受けた対応につきましては関係各所でしっかりと連携しながら、政府全体として取り組んでいければと思っているところでございます。貴重な御意見ありがとうございました。

○玉井委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。では中尾委員、お願いいいたします。

○中尾委員 御指名ありがとうございます。

多くの意見が出ているので簡単に発言させていただきたいと思います。実態把握を正確にというところは、もうとても賛成です。費用の話が割と出ていましたけれども、中小企業を担当している弁理士から聞こえた声の中には、費用だけではなくて期間の話で声を上げる人はとても多かったです。小さい事業者が長い期間訴訟と付き合うのはつらいということも諦める理由のようですので、期間というのも大事な要素ではないかと思っています。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

事務局から何かござりますか。この点も後ほど議事録の確認のときに、中島委員にぜひ御紹介いただければと思います。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。そういうことでありますならば、先ほど木元委員からプレゼンテーションがあり、あるいは御意見もありまし

たけれども、悪質な侵害行為の抑止につきましては、特にその目的自体に御異論はなかつたように理解しております。

他方で、抑止ということであれば一般の損害賠償法の目的にも入ることでございまして、交通事故であれ何であれ、民法の一般の損害賠償法の目的に入るものですので、大きく現行法の枠を超えるものではないということになります。この点は、かつて議論をした懲罰的損害賠償をその名の下に目指すものではないことは、コンセンサスが得られているのだと思います。井本委員は既に御退席ですけれども、その点もお伝えいただけると少し安心していただけるのではないかと思いますので、事務局からよろしくお願ひいたします。

では、大体議論も尽きてきたようですが、最後に事務局から一言お話しいただければと思います。

○高瀬室長補佐（総括） 本日は委員の皆様、貴重な御意見いろいろありがとうございました。様々な意見を既に頂戴しているところでございますけれども、コメントいただけなかったもの、追加も含めてございますけれども議論を聞いてコメント等ございましたら、引き続き事務局までお寄せいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。各委員の御協力を得まして、少し時間は早いのですけれども2つの論点についての御議論は大体出たというつもりであります。

また先ほど御提示いただきました木元委員からのまとまった資料はたいへんありがとうございました。あるいはそうでない形でも御意見をいただければ、貴重なものとしてこの場で議論の対象にさせていただきますので、各委員におかれはどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本議題についての自由討議は以上ということにさせていただきまして、最後に事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○吉澤総務部長 まず本日改めまして活発な御議論いただきましたこと、そして多数の貴重な御意見を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

次回の日程につきましては、現時点未定でございます。来年初め頃の目途での調整をさせていただきたいと思いますので、日程が決まり次第、事務局より御連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

議題につきましては次回以降、引き続き本日扱った議題及びA I技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応の論点についても御議論いただきたいと思っております。いずれ

にしても改めて調整の上、御案内申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

閉会

○玉井委員長 それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第55回特許制度小委員会を閉会いたしたいと思います。本日は長時間の御審議ありがとうございました。